

[事案 30-254] 遡及解約請求

・令和元年6月7日 裁定終了

<事案の概要>

給付金請求後、契約が解除されるまでに調査が長引いたこと等を不服として、給付金請求後に支払った保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年11月に契約した医療保険にもとづき、平成30年1月に診断書と給付金請求書を保険会社に送ってから、契約解除の通知が来るまで、事実確認の調査等により4か月かかったが、この間、保険料の支払いは続いた。しかし、以下等の理由により、4か月分の保険料を返金してほしい。

- (1) 調査の遅れは自分の責任ではない。
- (2) 調査が長引くようなら解約したい旨を保険会社側に何回も伝えたが、調査中なので待つしかないと繰り返された。

<保険会社の主張>

本契約は、契約解除の効力発生日まで有効であったので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が給付金支払いに関して調査を行っている間も保険契約を継続させるためには保険料の支払いが必要であり、申立人が保険会社側に解約の意向を伝えたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。